

防官文（事）第49号
31.3.1
改正 防官文（事）第161号
令和3年6月30日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

防衛省における環境保全状況調査等の実施について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので通達する。

なお、施設別環境保全状況の調査について（防官総第3084号。63.6.2）及び環境保全関係事項の報告について（防官環第1487号。51.4.1）は廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、環境保全関係法令等に基づく防衛省における環境保全に関する施策の状況の調査（以下「環境保全状況調査」という。）及び防衛省に対する環境保全に係る苦情、陳情等の報告を効率的かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めるものである。

2 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全関係法令等 別紙に掲げる法律、政令、府省令、告示等をいう。
- (2) 環境保全 防衛省・自衛隊の任務の遂行に伴って生ずる生活環境に係る大気汚染、水質汚濁、海洋汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、電波障害、日照阻害その他の生活環境に支障を及ぼすおそれがある公害の防止又は軽減及び自然環境を保全することが特に必要な区域（原生自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、生息地等保護区等をいう。）における土地等の形状の変更、工作物の新設、木材の伐採その他の自然環境の保全に支障をおよぼすおそれがある行為の防止並びに廃棄物の適正な処理をいう。
- (3) 機関等の長等 防衛省本省の内部部局にあっては大臣官房長、防衛省本省の施設等機関にあっては当該施設等機関の長、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊にあっては統合幕僚長、陸上幕僚監部並びに陸上自衛隊の部隊及び機関（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕

僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。) にあつては陸上幕僚長、海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。） にあつては海上幕僚長、航空幕僚監部並びに航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。） にあつては航空幕僚長、情報本部にあつては情報本部長、防衛監察本部にあつては防衛監察監、地方防衛局にあつては地方防衛局長、防衛装備庁にあつては防衛装備庁長官をいう。

3 環境保全状況調査

- (1) 機関等の長等は、毎年度、環境保全状況調査を実施するものとする。
- (2) 機関等の長等は、前号に規定する調査の結果を取りまとめ、当該年度終了後4箇月以内に地方協力局長に報告するものとする。

4 環境保全に係る苦情、陳情等の報告

機関等の長等は、周辺住民、地方公共団体等から環境保全に係る苦情、陳情等がなされた場合には、その内容を四半期ごとに取りまとめ、当該四半期終了後2箇月以内に地方協力局長に報告するものとする。

5 委任規定

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

環境保全関係法令等（一覧）

法 律	政 令	府省令	告示等
大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）	窒素酸化物の量の測定法（昭和57年環境庁告示第48号）
			窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定法（昭和57年環境庁告示第49号）
			大気汚染防止法施行規則第十五条第五号ただし書に規定する特定工場等に設置されているばい煙発生施設に係る窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定（昭和57年環境庁告示第50号）
			硫黄酸化物の量の測定方法（昭和57年環境庁告示第76号）
			石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）
			揮発性有機化合物濃度の測定法（平成17年環境省告示第61号）
			排出ガス中の水銀測定法（平成28年環境省告示第94号）
ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）	ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成16年環境省告示第80号）
			ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成17年日環境省告示第92号）
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成4年総理府令第53号）	

水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）	水質汚濁防止法施行令（昭和４６年政令第１８８号）	水質汚濁防止法施行規則（昭和４６年総理府・通商産業省令第２号）	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第６４号） 化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（昭和５４年環境庁告示第２０号） 水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第３９号） 水質汚濁防止法施行規則第９条の４の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成８年環境庁告示第５５号） 窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成１３年環境省告示第７７号） りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成１３年環境省告示第７７号） 射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン（平成１９年３月。環境省水・大気環境局土壌環境課）
瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和４８年法律第１１０号）	瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和４８年政令第３２７号）	瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和４８年総理府令第６１号）	
湖沼水質保全特別措置法（昭和５９年法律第６１号）	湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和６０年政令第３７号）	湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和６０年総理府令第７号）	
下水道法（昭和３３年法律第７９号）	下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）	下水道法施行規則（昭和４２年建設省令第３７号）	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第６４号）
		下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和３７年厚生省・建設省令第１号）	
浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）	浄化槽法施行令（平成１３年政令第３１０号）	環境省関係浄化槽法施行規則（昭和５９年厚生省令第１７号）	浄化槽の保守点検時に残留塩素を測定する方法について（環廃対第６６２号。１４．１０．１１）

			浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項（平成19年環境省告示第64号）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）	
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）	土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）	土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）	
騒音規制法（昭和43年法律第98号）	騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）	騒音規制法施行規則（昭和46年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第1号）	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）
環境基本法（平成5年法律第91号）			航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示154号）
振動規制法（昭和51年法律第64号）	振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）	振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）
建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）	建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行令（昭和37年政令第335号）	建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則（昭和37年建設省令第22号）	
悪臭防止法（昭和46年法律第91号）	悪臭防止法施行令（昭和47年政令第207号）	悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）	特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）
			臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）	
水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）	水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成27年政令第378号）	水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項の要件を定める省令（平成27年経済産業省・環境	

		省令第10号) 水銀等の貯蔵に関する省令（平成27年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省第1号） 水銀含有再生資源の管理に関する命令（平成27年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省第3号）	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）	し尿処理施設に係る汚泥の再生方法（平成4年厚生省告示第193号） 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号） 環境大臣の定める焼却施設（平成9年厚生省告示第187号） 環境大臣が定める一般廃棄物（平成9年厚生省告示第258号） 特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成11年厚生省告示第148号） 指定有害廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成16年環境省告示第63号） 環境大臣が定める熱分解の方法（平成17年環境省告示第1号） 石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平

			成18年環境省告示第102号) 環境大臣の定める焼却の方法(平成23年環境省告示第29号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の2第1号から第4号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法(平成30年環境省告示第10号)
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)		
自然環境保全法(昭和47年法律第85号)	自然環境保全法施行令(昭和48年政令第38号)	自然環境保全法施行規則(昭和48年総理府令第62号)	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の許可、届出等の取扱要領(環自計発第051001001号。17.10.1)
自然公園法(昭和32年法律第161号)	自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)	自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)	国立公園の許可、届出等の取扱要領(環自国発第051003001号。17.10.3)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第391号)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成5年政令第17号)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則(平成5年総理府令第9号)	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成17年政令第169号)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成17年農林水産省・環境省令第2号)	
電波法(昭和25年法律第131号)	電波法施行令(平成13年政令第245号)	電波法による伝搬障害の防止に関する規則(昭和39年郵政省令第16号) 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)	
建築基準法(昭和25年法律第201号)	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)	